

野外焼却は禁止されています!!

廃棄物処理法では、「**焼却禁止の例外**」を除き、何人も廃棄物を焼却してはならないと厳しく規制しています。そのため、家庭や事業場から出た廃棄物を野焼き又はドラム缶や一斗缶などで焼却することはできません。また、**小型焼却炉**であっても、**法で定められた構造基準を満たさないものは使用できません。**

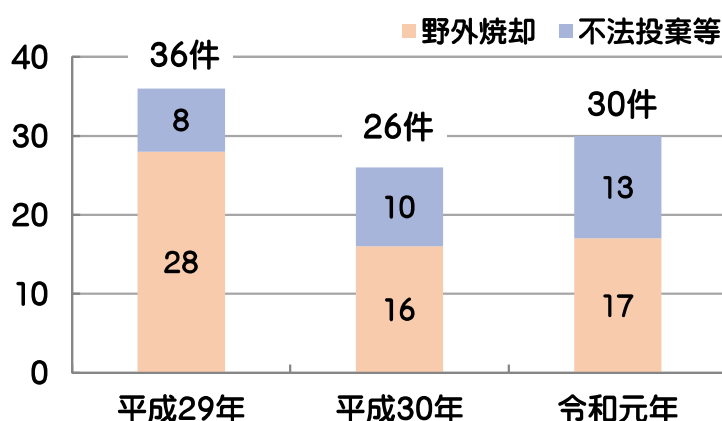
野外焼却は、直罰の対象となり、**5年以下の懲役**もしくは**1,000万円以下の罰金**又はこの併科、**法人はさらに両罰規定で3億円以下の罰金に科せられます。**



このようなごみの焼却はできません！



県内の廃棄物処理法違反による検挙件数の推移



廃棄物処理法違反による検挙件数のうち、野外焼却による検挙件数は、総数の半数以上を占めています。

その内容は、家庭ごみの焼却から、建設系廃棄物である木くずや廃プラスチック類の焼却によるものなど様々です。

野外焼却は煙による近隣への迷惑のほか、ダイオキシン類等の発生による健康被害や土壌汚染のおそれがあることから厳しく規制されています。

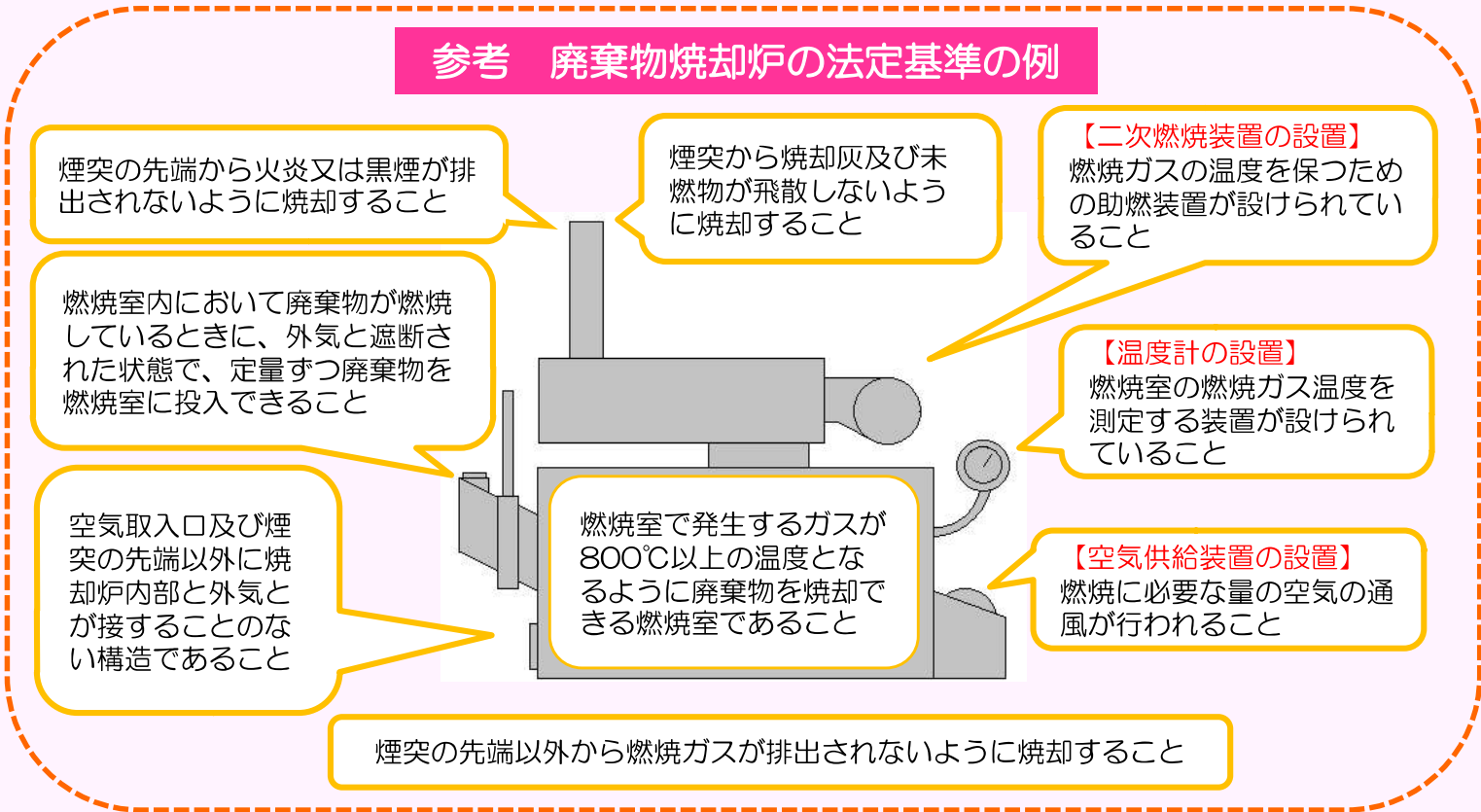
(資料: 沖縄県警察本部生活保安課提供)

焼却禁止の例外

廃棄物処理法に定められた処分基準に従って行う場合	・ 下図「廃棄物焼却炉の法定基準の例」を参照 ※産業廃棄物処理施設(法第15条第1項)の場合、例示以外の基準も適用されます。	
他の法令又はこれに基づく処分により行う場合	・ 家畜伝染病予防法に基づく死体の焼却など ・ あへん法によるあへんの焼却など	
次に挙げるもので、公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合	① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却 ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却 ③ 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却 ④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却 ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの	河川敷の草焼き、道路敷の草焼きなど 災害等の応急対策、火災予防訓練など 「しめ縄、門松等」を焚く行事など 焼き畑、あぜの草及び下枝の焼却、魚網にかかった魚介類の焼却など 落ち葉焚き、キャンプファイヤー

例外規定に該当する焼却であっても、近隣への迷惑になる場合は、行政指導の対象になることがあります。

参考 廃棄物焼却炉の法定基準の例



小型焼却炉導入の際の注意点 (購入する前によく考えよう！)

事業活動から生じた廃棄物を焼却した際に生じる焼却灰は、産業廃棄物の「**燃えがら**」に該当します。「燃えがら」は産業廃棄物処理基準で管理型最終処分場等で最終処分することが定められています。そのため、自社の小型焼却炉で焼却した際に生じる焼却灰を畑等に還元することは原則認められません。**小型焼却炉を導入する際には、購入費、燃料費、維持管理費(燃えがらの分析費、処分費、施設の修繕費)をしっかりと積算した上で導入メリットを考えることが不可欠です。**

【問い合わせ先一覧】

北部保健所生活環境班 TEL 0980-52-2636
 中部保健所環境保全班 TEL 098-989-6610
 南部保健所環境保全班 TEL 098-889-6846
 宮古保健所生活環境班 TEL 0980-72-3501
 八重山保健所生活環境班 TEL 0980-82-3243

県環境部環境整備課 TEL 098-866-2231
 【那覇市内の場合】
 那覇市環境部廃棄物対策課 TEL 098-951-3231

